

24 宇市人第 698 号  
平成 25 年 1 月 24 日

宇治市職員労働組合  
執行委員長 小野 敦 様

宇治市長 山本 正

## 提 起 書

国家公務員の退職手当については、人事院から示された退職給付に係る官民比較調査の結果及び見解等を踏まえ、退職給付における官民較差の解消等を図ることとされ、関連法案が、平成 24 年 11 月 16 日に成立したところである。

本市においては、退職手当制度については、国の制度に準ずることが適正であると考えていることから、下記のとおり提起する。

### 記

宇治市職員の退職手当に関する条例第 3 条、第 4 条、第 5 条及び第 5 条の 2 において使用している「別表」の支給率を段階的に変更する。

また、宇治市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成 18 年条例第 29 号）附則第 2 条に規定する旧制度についても、支給率を段階的に変更する。

変更後の支給率は、国家公務員の退職手当の支給率に準じて別紙のとおりとし、実施期間は下記に示すとおりとする。

実施期間	別表の支給率及び旧制度で使用する支給率	国家公務員の退職手当の調整率
現行	別紙 1	104 / 100
平成 25 年 4 月 1 日 ～平成 26 年 3 月 31 日	別紙 2	98 / 100
平成 26 年 4 月 1 日 ～平成 27 年 3 月 31 日	別紙 3	92 / 100
平成 27 年 4 月 1 日以降	別紙 4	87 / 100